

『京田辺市墓地等の経営の許可等に関する条例』の制定について

1. 条例制定の経緯と趣旨

本市において、墓地等を経営しようとするときは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）により、市長の許可が必要となります。

墓地等の経営については、利用者のニーズに応じた供給を念頭に置きつつも公益性や持続性の確保が第一に求められることから、墓地等の立地の適否だけでなく、墓地等を経営する者の適格性や経営能力等の妥当性の判断が重要であり、その根拠となる基準や関係手続の明確な規定が必要となります。

市ではこれまで、規則等に基づいて関係事務を行ってきましたが、今回、これを見直し、新たな手続や基準等を設け、より実効性のある規定となる「京田辺市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定し、墓地等の経営の適正化及び周辺環境との調和、並びに公衆衛生の確保を図ります。

2. 対象となる施設

墓地等（墓地、納骨堂、火葬場）

3. 規定の主な内容（詳細は別紙）

(1) 経営主体

墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当するものでなければなりません。

- 地方公共団体
- 宗教法人
- 公益法人
- 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、現に墓地を管理している団体

(2) 事前協議

墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする者（申請予定者）は、墓地等経営計画について、事前に市長と協議しなければなりません。

(3) 建設予定標識の設置

申請予定者は、計画の概要を示す建設予定標識を設置しなければなりません。

(4) 説明会の開催

申請予定者は、周辺住民等に対し、説明会を開催しなければなりません。

(5) 設置場所の基準

墓地等は、「自己が所有する土地」であって、「家屋等から100メートル以上（火葬場については300メートル以上）離れた場所」でないと設置できません。

(6) 勧告

市長は、規定された手続がなされていないと認めるときは、勧告できます。

『京田辺市墓地等の経営の許可等に関する条例』の概要

【第1条】 目的

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準や手続等を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

【第3条】 墓地等の経営の理念

墓地等の経営は、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び持続性が確保されなければならない。

【第4条】 経営主体

- 墓地等の経営主体は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合を除く。
 - ① 地方公共団体
 - ② 宗教法人であって、主たる事務所を市内に5年以上設置し、かつ、その事務所を拠点として5年以上継続して宗教活動を行っているもの
 - ③ 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、次の全てに該当するもの
 - 主たる事務所を市内に5年以上設置していること。
 - 公益法人（都道府県知事認定に限る。）として、5年以上活動していること。
 - ④ 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地域団体」という。）であって、現に墓地を管理している地域団体

【第5条】 事前協議

- 経営の許可又は変更の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、申請をしようとする日の120日前までに、市長と事前協議しなければならない。
- 上記の場合において、活動地域団体は、現に管理している墓地に限り、区域の変更を申請することができる。ただし、市長が特に認めた場合を除く。

【第6条】 建設予定標識の設置

- 申請予定者は、墓地等経営計画の概要を示す建設予定標識を事前に設置しなければならない。
- 申請予定者は、建設予定標識を設置したときは、届け出なければならない。
- 建設予定標識は、工事の完了届を提出するまでの間、設置しておかななければならない。

【第7条】 説明会の開催等

- 申請予定者は、計画区域の属する地域団体及び計画区域から120m（火葬場が含まれる場合にあっては、320m）の区域内の土地又は建物を所有し、又は占有する者その他市長が必要と認めるもの（以下「周辺住民等」という。）に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することができない事由により開催できない場合を除く。
- 申請予定者は、周辺住民等への周知の内容及びその結果を市長に報告しなければならない。

【第8条】 周辺住民等との協議

- 申請予定者は、周辺住民等から墓地等経営計画について、次のいずれかに該当する意見の申出があったときは、十分に協議を行うとともに、その理解を得るように努めなければならない。
 - 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
 - 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
 - 墓地等の建設工事の方法等についての意見
- 申請予定者は、協議を行ったときは、協議の内容及びその結果を市長に報告しなければならない。

【第9条】 隣接土地所有者の同意

申請予定者は、あらかじめ、隣接土地所有者に対し、墓地等を設置することの説明を行い、同意を得なければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することができない事由により得られない場合を除く。

【第10条】 経営許可等の申請

- 墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。ただし、事前協議や説明会の開催等の手続を経た後でないと当該申請はできない。
- 墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。

【第11条】 経営許可等の決定等

- 市長は、申請があった場合において、内容を審査の上、可否を決定し、申請した者に通知する。
- 市長は、必要な限度において条件を付することができる。
- 市長は、墓地等の経営が基準に適合せず、関係法令等を遵守するものであると認められないとは、許可をしてはならない。
- 市長は、変更許可に係る申請において、改葬が伴うものは、当該改葬が完了しているものでなければ許可してはならない。
- 市長は、変更許可に係る申請において、墓地の区域の変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、既に経営許可を受けている墓地の区域の面積の2倍を超えるときは、変更の許可をしてはならない。
- 市長は、廃止許可に係る申請において、改葬が完了しているものでなければ許可してはならない。

【第12条】 墓地等の経営の基準

墓地等は、次の全てに該当するものでなければならない。

- 墓地等を設置し、又は変更しなければ墓地等の需要を満たせない相当な理由があること。
- 経営が営利目的でないこと。
- 永続的に管理されることが見込まれること。
- 資金計画が適切であること。
- 管理料又は使用料が適正であること。
- 維持管理の方法が適切であること。
- 責任役員会等の意思決定機関の議決を経ていること。

【第13条】 墓地等の設置場所の基準

- 墓地等は、家屋、学校、児童福祉施設、病院、図書館、公民館、老人福祉施設、介護保険施設及び障害者支援施設の敷地の境界線から100m（火葬場の場合は300m）以上離れた場所でないとして設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合を除く。
 - 地方公共団体又は地域団体が既に経営している墓地について、既に経営している墓地の需要に応じてその区域の変更をしようとするとき。
 - 宗教法人について、自己の所有する境内地内において、既に経営している墓地の需要に応じてその区域を変更し、又は納骨堂を設置しようとするとき。
 - 納骨堂又は火葬場の施設を変更しようとするとき。
 - その他市長が市長が特に必要があると認めるとき。
- 経営者が宗教法人又は公益法人の場合は、経営主体が所有し、かつ、地上権、質権、賃借権及び抵当権が設定されていない土地でないとして設置してはならない。
- 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - 河川、鉄道及び国道、府道その他交通の頻繁な道路から20m以上離れていること。
 - 高燥で、かつ飲料水を汚染するおそれがないこと。
 - 墓地等へ至る主たる道路は、一般車両の安全な通行に必要な幅員を有していること。
 - 墓地等からの排水が、下流地域における流下能力を考慮したものであること。

【第14条】 墓地等の構造設備の基準

墓地等には、次の区分に応じた構造設備を備えなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合を除く。

① 墓地

- 周囲の景観と調和していること。
- 墓地の敷地の境界線に接し、その内側に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ当該境界線に接し、その内側に3 m以上の緑地帯を設けること。
- 墓地内の通路は、有効幅員は1 m以上であって、各墳墓に接続するものであること。
- 通路は、ぬかるみにならない構造であること。
- 雨水等が停滞しないようにするための排水設備が設けられていること。
- 墓地の規模に応じた管理事務所、給排水設備、ごみ集積所、便所及び休憩所が設けられていること。
- 別に定める規模以上の駐車場が設けられていること。
- 移動等円滑化のために必要な措置が講じられていること。
- 面積が1万㎡以上の墓地にあっては、さらに、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ◇ 墓地の敷地の境界線に接し、その内側に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ5 m以上の緑地帯が設けられていること。
 - ◇ 墳墓の総面積が墓地の面積の3分の1以下であること。
 - ◇ 墓地内に有効幅員が3 m以上の幹線通路が設けられていること。
 - ◇ 既設道路から有効幅員が4 m以上の進入路が確保されていること。

② 納骨堂

- 周囲の景観と調和していること。
- 周囲は、相当の空地を有し、かつ、境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。
- 出入口及び納骨設備が施錠ができる構造であること。
- 耐火構造とし、内部の設備に不燃材料が用いられていること。
- 消火及び防火のための設備が設けられていること。
- 換気設備が設けられていること。
- 納骨堂の規模に応じた管理事務所、給排水設備、ごみ集積所、便所及び休憩所が設けられていること。
- 別に定める規模以上の駐車場が設けられていること。
- 移動等円滑化のために必要な措置が講じられていること。

③ 火葬場

- 周囲の景観と調和していること。
- 火葬場の敷地の境界線に接し、その内側に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ3 m以上の緑地帯が設けられていること。
- 火葬場の出入口に施錠のできる門扉が設けられていること。
- 火葬炉は、防臭、防じん、防音及び大気汚染防止について、十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等が設けられていること。
- 収骨室及び遺体保管室が設けられていること。
- 収骨容器等を保管する施設及び残灰庫が設けられていること。
- 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、給排水設備、ごみ集積所、便所及び休憩室が設けられていること。
- 別に定める規模以上の駐車場が設けられていること。
- 移動等円滑化のために必要な措置が講じられていること。

【第15条】 みなし許可に係る届出

法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、届け出なければならない。

【第16条】 申請事項の変更の届出

変更の許可を受ける必要がある場合を除き、申請書に記載した事項又はみなし許可に係る規定により提出した届出書に記載した事項に変更が生じたときは、届け出なければならない。

【第17条】 工事の着手の届出

経営の許可又は変更の許可に係る工事に着手するときは、工事に着手しようとする日の7日前までに届け出なければならない。

【第18条】 工事の完了の検査等

- 経営許可又は変更許可を受けた日から3年以内に工事を完了しなければならない。
- 墓地等の経営者は、工事が完了したときは、届け出なければならない。
- 市長は、届出を受けて検査を行い、その結果を通知する。
- 墓地等は、完了の検査の通知を受けた後でないと使用し、又は使用させてはならない。

【第19条】 埋葬の禁止

墓地等の経営者及び管理者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長がこの条例の目的を達成するために支障がないと認めるときを除く。

【第20条】 関係機関に対する照会

市長は、関係機関に対し、照会を行うものとする。

【第21条】 経営者等の遵守事項

- 経営者及び管理者が墓地等の管理及び運営を行うこと。ただし、付随的な事務を委任する場合を除く。
- 墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておくこと。
- 墓地等を常に清潔に保つこと。
- 墓石等が倒壊している、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全対策を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。
- 墓地等が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修繕等を行うこと。

【第22条】 勧告

- 市長は、規定する手続がなされていないと認めるときは、申請予定者又は墓地等の経営者に対し、期限を定めて、必要な手続を履行すべきことを勧告することができる。
- 市長は、許可後3年以内に工事が完了していないと認めるとき又は、工事完了確認後の通知を受ける前に墓地等を使用したと認めるときは、墓地等の経営者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 市長は、墓地の管理に係る遵守事項を遵守しないと認めるときは、墓地等の経営者及び管理者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

【第23条】 公表

市長は、正当な理由がなく勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

【第24条】 立入調査等

市長は、この条例の施行に必要な限度において、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。